

広島県訓令第七号

本 庁  
地 方 機 関

広島県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

広島県職員人事評価実施規程（昭和二十九年広島県訓令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事評価の実施等)                      第三条 次に掲げる者以外の一般職の職員について実施する人事評価は、定期評価及び特別評価とし、次章から第四章までに定めるところによる。                      一 (略)                      二・三 (略)                      2・3 (略)</p>	<p>(人事評価の実施等)                      第三条 次に掲げる者以外の一般職の職員について実施する人事評価は、定期評価及び特別評価とし、次章から第四章までに定めるところによる。                      一 (略)                      二 臨時的任用の職員                      三・四 (略)                      2・3 (略)</p>

別記様式第一号から別記様式第七号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第八号中「平成 年度上半期」を「 年度上半期」に改める。

別記様式第九号中「平成 年度下半期」を「 年度下半期」に改める。

別記様式第十号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。